

令和5年4月25日

一宮市病院事業職員の特殊勤務手当支給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者
松 浦 昭 雄

一宮市病院事業部管理規程第14号

一宮市病院事業職員の特殊勤務手当支給に関する規程の一部を改正する規程
一宮市病院事業職員の特殊勤務手当支給に関する規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第25号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 1・2 略 (防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例) 3 <u>第11条</u> の規定にかかわらず、防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。)の病原体を有する者又はその疑いのある者として管理者が定める者を救護する業務(救護するための診断の業務を含む。以下この項において「救護業務」という。)に従事した職員に支給し、その手当の額は、次に掲げる額とする。 (1)・(2) 略	付 則 1・2 略 (防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例) 3 <u>当分の間、第11条</u> の規定にかかわらず、防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。)の病原体を有する者又はその疑いのある者として管理者が定める者を救護する業務(救護するための診断の業務を含む。以下この項において「救護業務」という。)に従事した職員に支給し、その手当の額は、次に掲げる額とする。 (1)・(2) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。